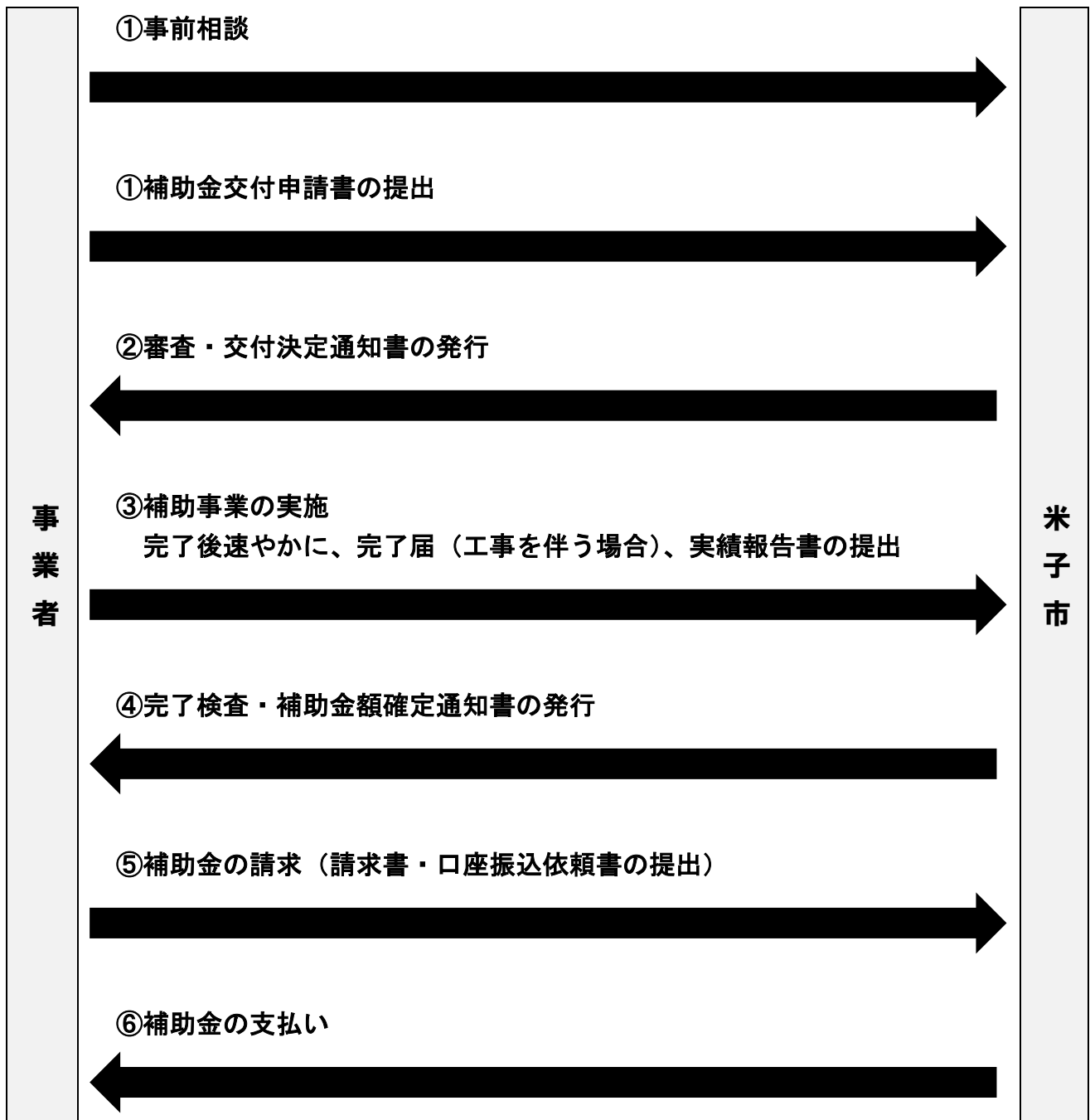


## 飲食業等設備投資応援事業補助金 補助事業の流れ（完了払いの場合）



- ※ 1 実績報告の際には、工事契約書の写し・補助対象経費の支払い等に係る証ひょう類の写しが必要となります。
- ※ 2 最終的にお支払する補助金額は、補助事業の実績額により算定し、④補助金額確定通知書にて通知します。
- ※ 3 申請時の計画から変更が生じる場合は、必ず事前に商工課へご相談ください。内容によって、計画変更の手続きをいただく場合があります。
- ※ 4 各手続きでご提出いただく書類の様式は、米子市ホームページ内「飲食業等設備投資応援事業補助金」(URL : <https://www.city.yonago.lg.jp/29556.htm>) にて掲載しています。インターネットからのダウンロードができない場合は商工課までお知らせください。
- ※ 5 事業費の立替えが困難な場合は、補助金を概算払いとすることが可能です。希望される事業者様は事前に商工課へご相談ください。